

7	教育庁	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定
事業概要	<p>東京都特別支援教育推進計画は、知的な遅れのない発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する東京都民の期待にこたえるため、東京都立特別支援学校が抱える課題の解決及び区市町村立の幼稚園や、小学校及び中学校並びに区立特別支援学校、東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校における特別支援教育の充実への支援の在り方など、これからの東京都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として平成16年度に公表したものである。</p> <p>平成16年度から平成25年度までの10年間の長期計画とし、平成16年度から平成19年度までを第一次実施計画、平成20年度から平成22年度までを第二次実施計画として、特別支援教育の充実に向けて事業を実施してきたところである。</p> <p>本年度、計画策定にあたって実施した将来推計による知的障害や発達障害のある児童・生徒数の大幅な増加など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に対応するために、計画期間を平成28年まで延長することを含め、計画全体に必要な見直しを行いながら、第三次実施計画を策定する。</p>	
これまでの経過	<p>第一次実施計画では、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長することを基本理念に、「個別の教育支援計画」の導入、自閉症の児童・生徒の教育課程、知的障害養護学校の職業学科など、障害の種類や程度に応じた教育内容・方法の充実を図るとともに、区市町村の特別支援教育の充実に向けて、体制の整備に関するモデル事業や地域の小・中学校を支援するセンター校の指定などを実施してきた。第二次実施計画では、肢体不自由特別支援学校における外部人材の導入、障害の重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫性のある教育内容の研究・開発、複数の障害教育部門を併設した特別支援学校の設置などに取り組むとともに、高等部職業学科の新設、民間と連携した就労支援体制の整備など、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を支援してきた。</p> <p>また国においては、平成19年4月に学校教育法の一部が改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への移行を進めるとともに、現在は「障がい者制度改革推進本部」を設置して関係団体等からの意見聴取を行い、障害のある子供の教育環境の在り方について検討を行っている。</p> <p>都教育委員会ではこれらを踏まえ、東京都特別支援教育推進計画の締めくくりとなる第三次実施計画を策定するところである。</p>	
現在の進行状況	<p>平成22年7月8日 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の骨子（案）を公表</p> <p>第三次実施計画の骨子（案）を公表後、7月から9月にかけて、都民、学校関係者、地元関係機関等への説明会を開催し、また、教育モニターアンケート、意見聴取（パブリックコメント）を行った。</p>	
今後の見通し	<p>平成22年11月 東京都特別支援教育推進計画「第三次実施計画」の策定・公表予定</p> <p>東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の骨子（案）で公表した以下の項目の着実な実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実 (2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置 (3) 区市町村における特別支援教育推進体制の整備 (4) 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備 (5) 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実 	
問い合わせ先	教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課	電話 03-5320-6753